

地質調査技士資格検定試験 受験資格等の変更のご案内

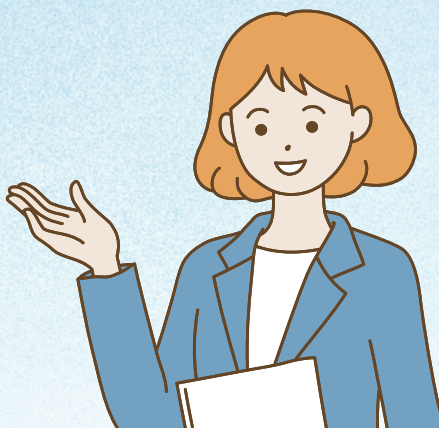
変更対象の部門

現場調査部門

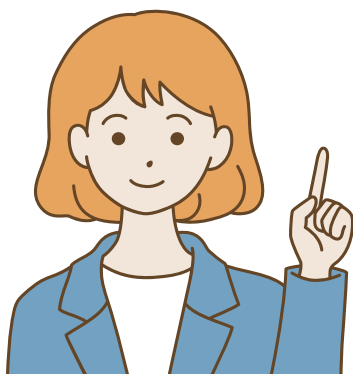
適用開始時期

令和8年度（2026年度）

変更点の詳細



	旧	新
受験資格	ボーリング関連機器を操作する実務経験が5年以上	- ボーリング関連機器を操作する実務経験5年以上 「★安全教育等」の①～⑥をすべて修了した方は、実務経験3年以上
加点制度	- 指定講習会の受講状況に応じて加点 - 実務経験年数に応じて加点	- 指定講習会の受講状況に応じて加点 - 実務経験年数に応じて加点 「★安全教育等」の①～⑥の保有資格に応じて加点※



★安全教育等

- ①ボーリングマシン運転者
- ②足場等組立・解体（作業員 または 作業主任者）
- ③不整地運搬車（最大積載量1t未満 または 1t以上）
- ④小型移動式クレーン運転（最大吊上荷重1t未満 または 1t以上）
- ⑤玉掛け（つり上げ荷重1t未満 または 1t以上）
- ⑥フルハーネス型墜落制止用器具

※加点内容：①＝5点、②～⑥＝各1点（最大10点）

業界全体の安全意識の向上や、ボーリング技術者の早期キャリア形成などにつながることを期待し、受験者の安全管理能力をより適切に評価するため、新たな受験資格および加点制度を導入いたしました。

今回の受験資格の変更が、地質調査技士資格を受験されるきっかけになれば幸いです。本案内については、社内での周知に役立てていただければと存じます。